

広域連携の制度一覧（平成 26 年法改正後）

	連携協約	協議会	機関等の共同設置	事務の委託	事務の代替執行
根拠条文	第 252 条の 2	第 252 条の 2 の 2～第 252 条の 6 の 2	第 252 条の 7～第 252 条の 13	第 252 条の 14～第 252 条の 16	第 252 条の 16 の 2～第 252 条の 16 の 4
類型		①管理執行協議会 ②連絡調整協議会 ③計画作成協議会	①議会事務局、②執行機関(委員会もしくは委員)、③ 附属機関、④行政機関、⑤内部組織、⑥委員会事務局、 ⑦職員、⑧専門委員の共同設置 ※ 総合出先機関は含まれない		
イメージ					
法人格	なし（別組織を設置しない）	なし	なし	なし（別組織を設置しない）	なし（別組織を設置しない）
構成団体	普通地方公共団体 ※特別区と一部事務組合・広域連合は、事務の共同処理に関しては普通地方公共団体と同様の扱いとなる。				
制度の目的等	○広域連携を一層進めるため、柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化 ○普通地方公共団体が、他の普通地方公共団体との連携を図るため、基本的な方針及び役割分担を定める協約を締結する	○行政界を超えた事務処理の合理化 ○普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、もしくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、または広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため	○行政機構の簡素化による経費節減や事務処理の効率化、あるいは人材確保 ○共同して議会事務局、執行機関としての委員会もしくは委員、執行機関の附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局、職員または専門委員を置くため（政令で定める委員会は除外）	○普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長または同種の委員会もしくは委員をして管理し及び執行させるため	○小規模市町村における事務処理の確保 ○他の普通地方公共団体の求めに応じて、当該他の普通地方公共団体の事務の一部を、当該他の普通地方公共団体の長もしくは同種の委員会もしくは委員の名において管理し及び執行するため
必要な手続き	○議会の議決を経た協議により連携協約を締結し、その旨及び連携協約を告示する ○都道府県の締結したものは総務大臣、その他のものは都道府県知事に届出	○議会の議決を経た協議により規約を定め、その旨及び規約を告示する（ただし、協議会②は議決不要） ○都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事に届出			
その他構成団体の議会議決が必要な場合	○連携協約を変更する場合	○構成団体の数を増減する場合 ○規約を変更する場合	○委託事務を変更する場合		○代替執行事務を変更する場合
組織		○会長及び委員（構成団体職員から選任）	○廃止する場合		
議員及び長の選挙の方法					
経費の負担		○構成団体が負担、支弁し、その方法は規約で定める	○構成団体が負担、支弁し、その方法は規約で定める	○委託団体が負担し、その方法は規約で定める	○代替執行を依頼する団体が負担し、その方法は規約で定める
その他の特徴	○連携協約を締結した普通地方公共団体間に、連携協約に係る争いがあるときは、当事者である普通地方公共団体は、都道府県が当事者となるものは総務大臣、その他のものは都道府県知事に対し、自治紛争処理員による紛争を処理するための方策の提示を求めることができる。	○協議会固有の財産・公の施設、職員を有さない（事務は派遣職員が処理する） ○構成団体の執行機関は消滅しない ○管理執行協議会は構成団体の共通の執行機関たる性格を有し、協議会と構成団体との間には代理に準ずる効果が認められる	○共同設置した機関等は構成団体の共通の機関としての性格を有するため、共同設置した機関等の管理・執行したことの効果は、それぞれの構成団体に帰属する	○受託団体が当該事務を処理することにより、委託団体が自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる ○当該事務についての法令上の責任は、受託団体に帰属し、委託団体は委託の範囲内において、当該事務を管理執行する権限を失う	○事務の委託等と異なり、代替執行を依頼する団体のルールを適用し、依頼する団体の責任において、事務を管理・執行する ○事務の代替執行を依頼した団体は当該事務を管理・執行する権限は失わない
県内の事例 （県関係除く） ※下線は過去の事例		○湘南広域都市行政協議会 ○消防通信指令事務協議会 ○市町村合併に関する法定協議会	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にもとづく障害支援区分認定審査会 ○介護保険法にもとづく介護認定審査会	○住民票等の写しの交付 ○ごみ処理、し尿処理 ○下水道処理 等	
全国的事例		○広域行政計画等、社会教育、農業用水、小学校、中学校 等	○介護保険、公平委員会、障害者福祉	○公平委員会、住民票等の写しの交付、競輪・競馬・競艇 等	

※ H26 法改正により、連携協約及び事務の代替執行が追加された。

	一部事務組合	広域連合
根拠条文	第 284 条～第 291 条、第 292 条～第 293 条の 2 ※令第 1 条の 2～第 6 条、第 218 条の 2（設立、解散時）	第 284 条、第 285 条の 2、第 291 条の 2～第 291 条の 13、第 292 条～第 293 条の 2 ※令第 1 条の 2～第 6 条、第 218 条の 2（設立、解散時）
類型	①一部事務組合 ②複合的一部事務組合	
イメージ		
法人格	あり（特別地方公共団体）	
構成団体	普通地方公共団体、特別区 ※一部事務組合・広域連合も構成団体となりうる。	
制度の目的等	○普通地方公共団体または特別区の事務の一部を共同処理するため	○普通地方公共団体または特別区で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域計画を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、ならびにこれらの事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため
必要な手続き	○議会の議決を経た協議により規約を定め、都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得る ○総務大臣の許可には、国の関係行政機関の長との協議が必要	
その他構成団体の議会議決が必要な場合	○構成団体の数を増減する場合 ○処理事務を変更する場合 ○規約を変更する場合（ただし、組合は例外あり）	○解散する場合（ただし、組合は届出、連合は許可） ○解散に伴い財産処分協議を必要とする場合
組織	○執行機関、議会及び監査委員（広域連合は選挙管理委員会必置）	
議員及び長の選挙の方法	○規約で定める（方法に制限はない）	○規約で定める（住民による直接選挙または構成団体による間接選挙に限られ、充て職は認められない）
経費の負担	○構成団体が負担するか、組合財産の収入で支弁するか等を規約で定める	○構成団体が負担、支弁し、その方法は規約で定める
その他の特徴	○直接請求は認められないが、実例により監査委員が義務設置とされているため、住民監査請求をすることができる	○住民の存在を前提とする ○国・都道府県に権限移譲を要請でき、国・都道府県から権限移譲を受けることができる ○直接請求が認められている（選管必置とされているため） ○構成団体に対する規約変更の要請、広域計画実施のための勧告ができる
	○構成団体の執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は組合、または連合の成立と同時に消滅する ○組合、または連合により処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外される ○条例等の制定権を有する ○課税権はない	
県内の事例（県関係除く） ※下線は過去の事例	○ごみ処理、し尿処理 ○火葬場 ○消防・救急、退職手当の支給、行政情報システム 等	○後期高齢者医療
全国的事例	○ごみ処理・し尿処理、消防・救急、火葬場 等	○後期高齢者医療、介護保険、ごみ処理・し尿処理 等